

目次

- ①新歓参加時の注意点
- ②事故のリスク
- ③課外活動中の緊急時連絡先
- ④緊急時の注意点
- ⑤学研災(保険)
- ⑥団体登録

①新歓参加時の注意点

新入生 ⇒ まだ部員ではない!

活動中に「難しい」と感じたら、 上級生に相談しましょう!

活動時のリスクは身近にあります!飲酒事故、薬物などの危険性も!

新歓参加時 気を付けるポイント

- 体験 なのか、 見学なのか、事前に確認!
- ・上級生にはいつもの練習でも、新入生が体験できるレベルを超えることも?
- ・活動内容の詳細を事前確認し、無理がないか、各自で判断!
- ・事故が発生したら、保証人への連絡が必要。 緊急連絡先などを部活・サークルと事前に情報共有!
- ・多くの新入生が、課外活動の参加前に学研災の保険へ加入!加入の有無がわからない方は、学生課で確認しましょう。 ※⑤学研災を参照

②事故のリスク

課外活動は、死亡事故などの重大事故に繋がる リスクを孕んでいます。

自分・参加者・周囲への事故リスクは 至るところにあります。

特に新歓など、 部員以外や初心者が参加する活動において、 重大事故に繋がるリスクがあります。 周囲を 巻き込む 事故

自分の 事故



参加者の 事故

- ③課外活動中の緊急時連絡先
- -以下連絡先まで至急連絡
- ★連絡前に所属する団体の上級生に相談すること!

平日9時~17時45分

→ 学生課 042-677-2372

土日祝・業務時間外

→ 南門守衛 042-677-1111
(内線299)



④緊急時の注意点

- ▶ #7119で救急車の有無を相談⇒119番で救急車
- ▶事前に参加者の保護者連絡先を名簿等で確認
- ▶部長や顧問にも情報共有
- ▶怪我人の氏名、学修番号、学部学年、連絡先、 事故発生の時系列をまとめ、学生課へ連絡

参考: https://gs.tmu.ac.jp/activities/notice.html

⑤学研災-学生教育研究災害傷害保険

教育研究活動中(正課・学校行事・<mark>課外活動</mark>及び通学中) の災害に対する補償制度

加入手続きは学生課で(任意加入)

詳細はこちら:

財団法人日本国際教育支援協会/学研災について

⑤学研災-学生教育研究災害傷害保険

「学研災」のごあんない (「学研災」とは、学生教育研究災害傷害保険の略称です)

国内外において、次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害(ケガ)に対して保険金をお支払いします。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」および「日射または熱射による身体の障害」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

保険金をお支払いする種類

1 教育研究活動中の事故の備えに

熱中症や 食中毒にも 対応!



2 学祭の模擬店でテ ントが壊れ打撲し てしまった…







他校で行われた テニスの試合で目を 打撲してしまった…

教育研究活動中とは… 授業を受けている間、学校行事に 参加している間などをいいます。 詳しくは下記をご覧くだサーイ!



講義、実験、実習、演習または実技による 授業を受けている間(通信教育生の場合は面接授業の受講中)、 指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間(*1)。

② 学校行事中

● 正課中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の 一環としての各種学校行事に参加している間。

❸ ①②④以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間 $^{(*2)}$ 。

4 課外活動中(クラブ活動中)

学校の規則に則った所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間(*3)。

- (*1) 私的な状況でこれらに従事している間を除きます。
- (* 2) 寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
- (*3) 学校施設外での危険なスポーツを行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

【本学の保険料】

	学研災	通学特約	学研賠A	合計
1年	650	350	340	1,340
2年	1,200	550	680	2,430
3年	1,800	800	1,020	3,620
4年	2,300	1,000	1,360	4,660

2 通学中、学校施設等での移動中の事故(*4)の備えに

● 通学中

学校の正課、学校行事または課外活動 (クラブ活動) に参加するため、合理的 な経路と方法^(*5)で、住居^(*6)と学校施 設等との間を往復する間。

② 学校施設等相互間の移動中

通学中と同じ目的・経路・方法(*5)で、 学校施設等の相互間を移動している間。





【参考】学研災保険金概要

3. 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動 (クラブ活動) 中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金(*1)

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円~3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動 (クラブ活動) 中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円~1,500万円

(*1)

死亡保険金と後遺障害保険 金とを重ねて支払うべき場 合には死亡保険金をお支払 いします。

(3) 医療保険金 (医師の治療を受けた場合) および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数 (* 2)	医療保険金
	(対象外)	(対象外)	1⊟~ 3⊟	3,000円
	(治療日数44日) 課外活動(2) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		4⊟~ 6⊟	6,000円
			7⊟~ 13⊟	15,000円
(治療日数1日 から対象		(治療日数14日 以上が対象) 学校施設内外を 問わず、課外活動(クラブ活動) を行っている間	14⊟~ 29⊟	30,000円
			30日~ 59日	50,000円
正課中・学校行			60日~ 89日	80,000円
事中			90 ⊟~119 ⊟	110,000円
			120 ⊟~149 ⊟	140,000円
			150⊟~179⊟	170,000円
			180 ⊟~269 ⊟	200,000円
			270 ⊟~	300,000円

0

入院した場合

入院1日につき 4,000円 (いずれの活動種別) においても入院1 日目から支払われます。

入院加算金 (180日限度)

(*2)

実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から [医師が必要であると認めた治療が完了した日] の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

注意事項

- (1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- (2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- (3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

【参考】学研災以外の保険との比較

①学研災

- ・メリット:全国の大学・短大の学生96%加入している。実験・実習等の正課での怪我も補償となる。 保険料が年間1,340円と安い。
- ・デメリット:学外課外活動届が未提出の場合保険金請求ができない。通院の場合、治療日数が**14日以上**でないと保険金請求ができない。自主練習は補償の対象外。

②大学生協の学生総合共済

- ・メリット:学外課外活動届が未提出でも保険金請求ができる。大学を通さずに個人で加入できる。 正課・課 外活動以外での怪我も補償の対象になる。傷害保険以外にも、火災保険等の特約がある。
- ・デメリット:保険料が高い。 https://kyosai.univcoop.or.jp/index.html

③公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険

メリット:学外課外活動届が未提出でも保険金請求ができる。大学を通さずに各団体毎に加入できる。 自主練習も補償の対象になる。通院が1日だけでも保険金請求できる。年間保険料1,850円と安価 (山岳やアメフトは11,000円)

https://www.sportsanzen.org/hoken/

【参考】学研災上の「課外活動」の定義

「課外活動(クラブ活動)」とは...

大学の規則にのっとった所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下(注)で行う文化活動又は体育活動をいいます。 ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

①団体登録が必要

(注) 「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の 指示に従って団体活動を行っている間をいい、具体的には次の場合を指 します。

②**学外活動届の提出** 及び**学生課長の承認** が必要

- ア. 所定の場所、時間に集合し待機している間
- イ. 団体の活動実施中、移動中及び休憩中
- ウ. 所定の場所、時間に解散のため待機している間
- ①により、**団体登録を行なっていない団体の活動は学研災制度における課外活動とは認められず**、 保険金請求ができない。
- ②により、**学外活動届により事前に活動計画を示し、学生課長の承認を得ない活動は学研災制度** における課外活動とは認められず、保険金請求ができない。
- ※学内施設での活動については、事前の届出書類は不要。

⑥団体登録とは?

大学で部活・サークル活動 (課外活動)を行い、 活動場所・備品・活動費等の支援を受ける場合、 大学への団体登録が必要です。

詳細は、所属する部活の上級生、又は学生課までお問い合わせください。

※学生通則

→学生課HPへ掲載

https://gs.tmu.ac.jp/campus_life/techo/rules.html

⑥団体登録とは?

団体登録の方法、各種届出の方法は、学生課HPに掲載

○学生課HP

https://gs.tmu.ac.jp/

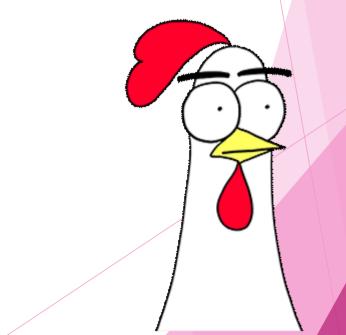
詳細は、所属する団体の上級生に聞いてみてください。わからない場合は、学生課学生係までお問合せください。



おわりに

・体調管理を徹底し、課外活動にご参加ください。

・発熱、咳などの症状がある場合、寝不足等で体調が優れない場合には、参加しないようにしてください。



おわりに

課外活動についての質問・相談

⇒学生課学生係まで

メール: <u>kagai-katsudo@jmj.tmu.ac.jp</u>

電話: 042-677-2372

※本資料は、2022年4月時点の情報です

